

熊本県農業改良資金事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）第6条に基づき知事が行う貸付資格の認定等に関する取扱いについて、法、農業改良資金融通法施行規則（平成14年農林水産省令第57号。以下「施行規則」という。）、農業改良資金制度運用基本要綱（平成14年7月9日付け14経営第1931号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）及び熊本県農業経営改善関係資金基本運営要領（以下「県運営要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 貸付資格の認定

1 貸付資格認定申請手続

法第6条に定める農業改良資金（法第2条に規定する農業改良資金（法（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第12条第1項、米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第8条第1項又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第9条第1項の規定により適用される場合を含む。）の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の貸付資格の認定の申請の手続は、次に定めるところによる。

(1) 農業者及びその組織する団体の場合

原則として、農業改良資金貸付資格認定申請書（別記第1号様式）に県運営要領第3条第1項に定める借入申込希望書及び経営改善資金計画書（以下「県運営要領書面」という。）を添えて、同要領第2条第2項第1号に定める窓口機関（以下「窓口機関」という。）に提出するものとする。

なお、窓口機関に提出することが困難な場合は、知事に対して当該申請書等を提出することができるものとする。

当該申請書等の提出があった窓口機関が、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）又は法第3条第1項第2号に定める融資機関（以下「融資機関」という。）以外である場合は、当該窓口機関は、速やかに公庫又は融資機関に当該申請書等を回付するものとする。

(2) 認定中小企業者の場合

農商工等連携促進法第5条第3項に規定する認定農商工等連携事業計画（以下「認定農商工等連携事業計画」という。）に従って実施される農商工等連携事業（以下「認定農商工等連携事業」という。）に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、農業改良資金貸付資格認定申請書（別記第3号様式）に、借入申込希望書（別記第4号様式）及び認定農商工等連携事業計画を添えて、公庫又は融資機関に提出するものとする。

なお、窓口機関に提出することが困難な場合は、知事に対して当該申請書等を提出することができるものとする（(3)、(4)において同じ。）。

(3) 認定製造事業者等の場合

米穀新用途利用促進法第5条第3項に規定する認定生産製造連携事業計画（以下「認定生産製造連携事業計画」という。）に従って実施される生産製造連携事業（以下「認定生産製造連携事業」という。）に農業改良支援措置（米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号に規定する農業改良支援措置をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、農業改良資

金貸付資格認定申請書（別記第3号様式）に、借入申込希望書（別記第4号様式）及び認定生産製造連携事業計画を添えて、公庫又は融資機関に提出するものとする。

(4) 促進事業者の場合

六次産業化法第6条第3項に規定する認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従って行われる総合化事業（以下「認定総合化事業」という。）に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、農業改良資金貸付資格認定申請書（別記第3号様式）に、借入申込希望書（別記第4号様式）及び認定総合化事業計画を添えて、公庫又は融資機関に提出するものとする。

(5) 公庫又は融資機関は、(1)から(4)までの規定により認定申請書等の提出があった場合は、当該申請書等に意見を付した基本要綱様式4を添えて、知事に提出するものとする。

(6) 知事は、(1)から(4)までの規定により認定申請書等の提出があった場合は、速やかに当該申請書等の写しに別記第5号様式を添えて公庫又は融資機関に送付するものとする。

2 農業改良措置に関する審査方法

(1) 農業者及びその組織する団体が作成する計画の場合

農業改良措置に関する計画の内容は、法第6条第2項及び施行規則で定めるところであり、県運営要領の第3条第1項に定める経営改善資金計画書に含まれるため、当該計画書により貸付資格の認定審査を行うものとする。

(2) 認定中小企業者が作成する計画の場合

認定農工商等連携事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、認定農工商等連携事業計画及び別記第3号様式により、貸付資格の認定審査を行うものとする。

なお、認定中小企業者が団体である場合に、その構成員が当該措置を行うときは、当該措置を農業改良措置とみなすものとする。

(3) 認定製造事業者等が作成する計画の場合

認定生産製造連携事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、認定生産製造連携事業計画及び別記第3号様式により、貸付資格の認定審査を行うものとする。

なお、認定製造事業者等が事業協同組合等又は促進事業協同組合等である場合に、その構成員が当該農業改良支援措置を行うときは、当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなすものとする。

(4) 促進事業者が作成する計画の場合

認定総合化事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合には、認定総合化事業計画及び別記第3号様式により、貸付資格の認定審査を行うものとする。

3 認定基準

農業改良措置の内容が次に定める要件のいずれかを満たす場合には、別表1を参考として、農業改良資金の貸付資格を認定するものとする。なお、貸付資格の認定に当たっては、別表2に留意し、かつ地域の実状をしん酌し、当該農業改良措置が農業者等個々の農業経営の改善に資するものであるかどうかを基準として適切に判断するものとする。

(1) 新たな農業部門の経営の開始

新規の作物・家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目（品種を含む。）区分へ進出する場合とし、作目区分は以下の区分を基本とする。なお、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培又は施設栽培のように、技術・経営ノウハウが大きく異なるものについては別の区分とすることができる。

米穀、麦類、豆類、雑穀、いも類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、

肉用牛、豚、鶏、その他の家畜

(2) 新たな加工の事業の経営の開始

自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい加工の事業を開始する場合とする。

(3) 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入

農業者等（法第3条第1項第1号に規定する農業者等をいう。以下同じ。）にとって新たな技術又は取組であって、品質・収量の向上及びコスト・労働力の削減に資するものを導入する場合とする。

(4) 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入

自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営ノウハウで対応できない新しい販売の方式を導入する場合とする。

(5) 認定中小企業者に対する貸付けについては、認定農商工等連携事業を行う連携先の農業者等（連携先の団体（農商工等連携促進法第2条第2項の団体をいう。）の構成員又は出資者（以下「構成員等」という。）である農業者等を含む。以下「連携先の農業者等」という。）が認定農商工等連携事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、認定中小企業者が連携先の農業者等に代わって、当該連携先の農業者等が行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該連携先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械及び保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物又はその加工品（以下「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該連携先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準としては、以下のいずれも満たさなければならない。

(7) 農商工等連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること。

(4) (7)の引受けについて、中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低5年以上の契約を継続することが見込まれること。

(4) 認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、連携先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「連携先調達割合」という。）はおおむね50パーセントを超えることが見込まれることとする。

ウ 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売

施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、上記イの(7)から(9)までの規定を準用する。この場合において、イの(9)中「生産等」とあるのは「販売」と読み替えるものとする。

- (6) 認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であって、新用途米穀（米穀新用途利用促進法第2条第2項に規定する新用途米穀をいう。以下同じ。）の生産の高度化に資するものに対して行う。

なお、「農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置」とは、認定製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化又は高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産及び流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものとする。

- (7) 促進事業者に対する貸付けについては、認定総合化事業を行う支援先の農業者等（支援先の団体（六次産業化法第3条第1項の団体をいう。）の構成員等である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。）が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる以下の措置に対して行う。

ア 農業経営に必要な施設の設置

「農業経営に必要な施設の設置」とは、促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。以下(7)において同じ。）の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下(7)において同じ。）又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

イ 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品（以下(7)において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等以外の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、これらの農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合（以下「支援先調達割合」という。）はおおむね50パーセントを超えることが見込まれることとする。

ウ 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。この「相当程度販売することが見込まれる」の具体的な判断基準については、イの規定を準用する。この場合において、イ中「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

4 貸付資格認定審査結果の通知

(1) 窓口機関及び公庫又は融資機関を経由して貸付資格の認定申請があった場合は、公庫又は融資機関（以下「公庫等」という。）に対し、原則として2週間以内に別記第6号様及び別記第7号様式により、その審査結果を通知するものとする。

ただし、当該期限内に終了することができないやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

なお、公庫又は融資機関は、県から受け取った別記様式第6号様式を、貸付けを受けようとする者に送付するものとする。

(2) 1の(1)から(4)までにおいて、知事に対して直接貸付資格の認定申請があった場合は、認定申請した者及び公庫等に対し、原則として3週間以内に別記第6号様式及び別記第7号様式により、審査結果を通知するものとする。

ただし、当該期限内に終了することができないやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第3 貸付資格認定審査実績の報告

1 振興局等からの貸付資格認定審査実績の報告

地域振興局長及び農政事務局長は、毎年度の農業改良資金の貸付資格認定審査の実績について、認定申請件数及びその認定件数等を、当該年度の翌年度の4月末までに、別記第8号様式により農林水産部長に報告するものとする。

2 国への貸付資格認定審査実績の報告

毎年度の農業改良資金の貸付資格認定審査の実績について、当該年度の翌年度の5月末までに、別記第9号様式により九州農政局長へ報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に、借入れの申込みを行った者に係る貸付けの取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行の日前に既に貸し付けられた資金に関する取扱いは、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年3月30日から施行し、平成23年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年5月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。